

鍛錬馬競走における馬券の合法化について

——軍馬資源保護法の制定過程とともに——

末 澤 国 彦

一 はじめに

現行の競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）では、競馬を開催し、勝馬投票券（馬券）の発行が認められているのは、日本中央競馬会が主催する「中央競馬」と都道府県または指定市町村が主催する「地方競馬」という「一国二制度の競馬体制」^①といわれる二元的体制が取られている。このような体制ができるきっかけとなったのが、昭和十四（一九三九）年に制定された軍馬資源保護法（昭和十四年法律第七十六号）の制定である。

この軍馬資源保護法は、昭和十二（一九三七）年以降、日中戦争が長期化、全面化していく中で軍馬の不足、脆弱

性、調教技術の未熟等が顕著となったため、戦時下における馬の統制強化を目的として、国家総動員法（昭和十三年法律第九百十九号）を受けて制定された法である。軍馬資源保護法は、民間で飼養されている民有馬を軍用保護馬に指定し、飼養費の助成を行う代わりに一定の鍛錬を実施するというものである。その鍛錬の成果を示す場として、これまで地方競馬規則（昭和二年農林内務省令）で地方長官の認可で開催されていた地方競馬（これは、優勝馬投票を行う的中者に景品券を発行した。）を廃止し、これを整理統合した形の鍛錬馬競走を実施することとした。そして、この鍛錬馬競走では「優等馬票」と呼ばれる馬券の発行を認めるというものであった。これまでの競馬は、旧競馬法（大正十二年法律第四十七号・以下競馬法とはこの法のことを指す。）によつて、昭和十一（一九三六）年の競馬法改正（昭和十一年法律第三十一号）で日本競馬会に統合された十一の競馬倶楽部に「公認競馬」という形で馬券発売を伴う競馬の専有開催権を認めていた。ところが、軍馬資源保護法における鍛錬馬競走における馬券の発行の合法化により、刑法の賭博及び富くじに関する罪に新たな例外規定が設けられることになったのである。

そこで、本稿では鍛錬馬競走における馬券の合法化の過程を軍馬資源保護法の制定過程で見られた議論を中心に検討を行うものである。馬券の合法化にあたり、軍馬確保の必要性・緊急性が大きなポイントになる。ここから、①公認競馬で必要とされる馬種や競走方法と軍馬として必要な馬種や競走方法には違いが見られるのか、②競馬法制定以前より馬券に反対の立場をとる者が多い貴族院をどのように納得させたのか、という二点が浮かび上がる。つまり、国策である軍馬の確保と国法である刑法にさらなる例外規定を認めることは可能なのか、認められるならばどのような条件が必要になるのかということが問題となる。

この軍馬資源保護法をめぐっては、制定直後に出された法の解説^②のほか、陸軍と馬政との関連からの研究^③、競馬と

いう収益事業の観点からの戦前戦後の連続性に関する研究がみられるが、馬券の合法化という観点に関する研究は皆無である。そこで、鍛錬馬競争における馬券の問題は、これまで行ってきた明治期の馬券黙許時代から現行刑法制定に伴う馬券の禁止⁽⁵⁾、競馬法の制定に伴う馬券の合法化の研究の延長線上にあるものであり、これらと同様の意義があるものと考えられる⁽⁷⁾。

二 軍馬資源保護法制定までの経緯

(一) 馬政の変遷

日清・日露戦争において日本軍馬の劣悪性に直面した日本政府は、明治三十七（一九〇四）年四月、明治天皇の勅諭を受け、同年九月に臨時馬政調査会を設置し、三十年かけて馬匹を改良するという馬政第一次計画を立案した⁽⁸⁾。そして、馬匹改良の進捗状況を監督するため明治三十九（一九〇六）年五月、馬政局官制（明治三十九年勅令第二百一十一号）を公布し内閣総理大臣の管理下に馬政局を設けて長官・次官を配置した⁽¹⁰⁾。

馬政第一次計画は、第一期十八年と第二期十二年の二期からなっていた。明治三十九年から大正十二（一九二三）年までの第一期計画では、全国総馬数の約三分の一に対し血液の更新をはかることが目標とされた。その中には、競馬会の奨励など産馬事業の改良発展に資すべき諸般の施設の実施が含まれていた。大正十二年の競馬法の制定は、馬匹改良に必須の方法であるとして、馬事関係者の悲願が実現したものである。一方、馬政局は明治四十三（一九一〇）年勅令改正により陸軍省に移管され⁽¹¹⁾、さらに大正十二年四月、おりからの軍縮の波に合わせて廃止された⁽¹²⁾。そして馬

政は、農商務省畜産局（大正十四（一九二五）年三月より農林省畜産局）に移管されることとなった。

大正十三（一九二四）年より開始された第二期計画では「産業上ノ施設及助長奨励ト相俟チテ馬ノ改良増殖ヲ図ルニ存シ其ノ方法ハ国防上及經濟上ノ基礎ニ立脚シテ持久力ノ大ニシテ用途ノ広キ馬ヲ得ルヲ主旨¹³」とした。そして、その第五項で「産馬ノ方針ハ馬ノ持久力ニ重キヲ置キ其ノ体格ハ中等体尺者ノ使用ニ適セシムルヲ標準トシ輓用型中間種ノ多数ヲ生産スルヲ主眼トス¹⁴」と規定し、アングロノルマン種を中心とした中間種を主体にした産馬の方針が立てられた。このことは「經濟産業の省庁である農商務省にとつては国防上の重要な馬匹、すなわち軍馬の改良もさることながら、馬産の振興も重要な課題であつた¹⁵」と言われるように幅広い馬産を目指したのであつた¹⁶。

一方、馬匹改良の柱の一つとされる競馬であるが、馬券の合法化以降「馬事思想の普及」という大義名分のもとに娯楽としての総合的な整備を実施するようになった。例えば、昭和七（一九三二）年、東京競馬倶楽部によつて東京優駿大競走（日本ダービー）が創設されるなど、各公認競馬倶楽部は次々に現代につながる大レースを創設するようになった。そして、スピードのある魅力あふれるレース開催を推進していった。ここで求められる馬匹は、軽種であるサラブレッド種が中心であり、中間種の生産を主眼とする国策とは矛盾するものとなつた。さらに、競馬の娯楽化が定着するにつれて、サラブレッドの購買価格が上昇するようになり、生産者も高く売れるサラブレッドをはじめとした軽種馬生産に重点を置くようになった。そのため、「ますますファンの要望に応えようとする開催者側と、自らの行いたい競馬がファンに否定された陸軍との相克¹⁷」が顕著になるようになった。

競馬を監督する農林省は、陸軍の要求に応えるべく競馬倶楽部側にいわゆる「三大要求」を常に行っていた。この「三大要求」とは、軍馬としての馬匹の育成・改良に必要な三要素であり、①アラブ系馬匹¹⁸の推奨、②繋駕競走¹⁹の推

奨、③速歩競走の推奨の三つであつた。これらの競走は、スピード競馬を望む競馬ファンにとっては、馬券の購買意欲をすぐ競走であり、当然の如く馬券の売り上げは伸びなかつた。⁽²¹⁾そのため、競馬倶楽部側にとっては陸軍からの意向を受けた農林省からの再三にわたる通牒は、頭の痛い問題であつた。

このような中、昭和六（一九三二）年九月、満州事変が勃発すると、軍馬は平時保管馬では間に合わず、民間飼養馬が徴発されて戦地に送られた。しかし、徴発馬の多くは問題が多く、消耗率は平時保管馬の九倍に達すると言われる有様であつた。その問題点は、①性質不良、共同作業に慣れていない、癖馬が多い、②栄養不良、体力が弱く疲労しやすい、③騎乗・輓曳・速歩・行軍をしていないので故障が多い、④野外繋養に慣れていないため感冒になりやすい、⑤馴致不良のため装蹄ができない、というものであつた。このようなことから陸軍は、民間徴発馬匹の改良の必要性を強く認識し、陸軍の意見を馬政に反映させるため、馬政に係る部署に陸軍軍人を送り込むことが必要となつた。⁽²³⁾そして、昭和十一（一九三六）年七月、馬政局官制（昭和十一年勅令第百六十四号）を定め、農林省の外局として馬政局を復活させた。⁽²⁴⁾馬政局は、一般馬政を執行する中枢機関であるが、軍馬資源に関しては、陸軍省軍務局馬政課と緊密に連絡を保つことが要請された。また、馬政局の次長は農林大臣の奏請により他に本職のある陸軍将官の中から内閣で補し、事務官のうち六名は陸軍現役各兵科佐尉官から補すといったように陸軍の意向が強く反映されるような体制となつた。

そして昭和十一年、馬政第二次計画が三十年計画でスタートした。この馬政第二次計画は、第一期を昭和十一年から昭和二十（一九四五）年までの十箇年、第二期を昭和二十一（一九四六）年から昭和四十（一九六五）年までの二十箇年とし、「第一次計画ヲ承継シ国防上必要ナル有能馬特ニ有能乗輓馬ノ充実ヲ目標トシ産業上ノ基礎ニ立脚シ経済ノ

実情ニ即シテ適切ナル保護奨励ヲ行ヒ馬産経営ノ安定ヲ図リ馬ノ資源ヲ涵養充実セントス⁽²⁵⁾」という目的で行われることとなった。この計画に基づき先述の馬政局の復活や昭和十一年五月の競馬法改正による競馬倶楽部の日本競馬会への統合⁽²⁶⁾が行われた。また、昭和十二年八月には、馬の役種を乗馬、輓馬、重輓馬及び小格輓馬の四種に区分し地域的に役種区分に基づいた産馬方針を定めた。さらにこの計画は内地だけでなく朝鮮、台湾、樺太においても同様の方針を確立させるだけでなく、⁽²⁷⁾満洲国馬産との連絡協調に努めることとした。

ところが、昭和十二年七月、日中戦争が勃発すると、内地より多数の馬が徴発され、戦地に送られたが、その多くは実戦に不向きな馬であることが指摘されるようになった。そこで陸軍省は、昭和十三（一九三八）年六月、「馬政ニ関スル要望事項」を農林省に提出した。⁽²⁸⁾この中に「競馬ハ種馬又ハ軍馬タルベキ資格ヲ有スル馬ニ限り之ヲ出走セシメ最モ有効ニ軍馬資源ノ涵養ニ寄与セシムル如ク実施シ特ニ産馬ノ方針ニ基キ繊細菲薄ニシテ過悍ナル馬ノ生産ヲ誘致セシメサル如ク著意スルコト」という一文があり、日本競馬会が行うサラブレッド中心の競馬ではなく、軍馬として使用できる馬による競馬の必要性を訴えている。そして、この陸軍省の要望は、板垣征四郎陸軍大臣により閣議において国策として至急取り上げるべきと強く要望された。この陸軍省の要望を受けて、第二次馬政計画の改変が検討され、昭和十三年九月、内地馬政計画が策定され、第二次馬政計画は廃止された。⁽²⁹⁾

内地馬政計画は、「有事ニ際シ軍馬ノ供給ヲ容易ナラシムルト共ニ努メテ産業ニ及ボス支障ヲ軽減シ広義国防上ノ要求ヲ充足スル為軍所要ノ有能馬特ニ戦列部隊所要ノ有能馬ヲ供給スルヲ主眼トシ⁽³⁰⁾」と内地馬政は軍馬生産を第一義にすることを明確にした点が特徴である。このような馬政計画の転換と国家総動員法の制定を受けて制定されたのがいわゆる「馬政関係三法」と呼ばれる三つの法律である。これは軍馬資源保護法のほか、馬の種付事業を国家の独占

事業とする内容の種馬統制法（昭和十四年法律第七十五号）と戦争終了までの間、公認競馬の政府納付金を勝馬投票売上の八パーセントから十一・五パーセントに増加する内容の競馬法ノ臨時特例ニ関スル法律（昭和十四年法律第三十八号）の二つである。

（二） 地方競馬の状況

軍馬資源保護法による鍛錬馬競争の実施によつて廃止された地方競馬について、その状況を簡単に見ておく必要がある。³¹

明治四十一年（一九〇八）年の馬券の禁止を受けて政府は、競馬規程（明治四十一年閣令第一号）³²を制定し、競馬規程に適用競馬俱樂部に補助金を交付し、ここから賞金を出す形のいわゆる公認競馬で競馬の存続を図った。そして、明治四十三（一九一〇）年五月、競馬規程が改正（明治四十三年閣令第十号）され、その二十三条に「産牛馬組合法ニ依ル組合ハ本令ニ依ラス地方長官^{東京ニ在リテハ警視總監}ノ許可ヲ得テ競馬ヲ行フコトヲ得」³³という規定が新設された。この規定に基づき、政府は馬産地の競馬に奨励の賞金を与えた。これが地方競馬の始まりである。大正十（一九二一）年九月、競馬規程の改正（大正十年陸軍省令第二十二号）³⁴により、地方競馬の主催者は、各地の畜産組合またはその連合会となった。その結果、地方競馬は全国各地にぞくぞくと設立された。

大正十二年の競馬法の制定により、日本の競馬は、「勝馬投票券を発売する競馬」競馬法による競馬」と「発売できない競馬」競馬規程による競馬」に区分されることになった。競馬法による競馬（公認競馬）は、着実に売り上げを伸ばしていったが、競馬規程による競馬（地方競馬）は、馬券の発売ができないため、経営の不振が続くことに

なった。そのような中、静岡県下の地方競馬で優勝投票を行いつつ中者に景品券を発行したことが問題となった。そこで、内務、農商務、司法の三省が合議した結果、差支えなしということが決定された。これを受けて地方競馬では景品福引付き競馬が各地で行われるようになった。この景品福引付き競馬は、人気を博し増加していったため、大正十四（一九二五）年以降、内務省警保局長、農林省畜産局長は連名で地方長官あてに依命通牒を発して取締に乗り出した。しかし、地方官憲の取締は緩いものであった。そこで政府は、競馬を厳正に行つて射倖行為を取締り、競馬本来の目的を達成させるために昭和二（一九二七）年八月、地方競馬規則を公布し、³⁵競馬規程を廃止した。

地方競馬規則は、①地方競馬を地方長官の許可制にする、②優勝馬投票を行い景品券を発行する競馬とそうでない競馬に分ける、③優勝馬投票券付き入場券は一人一枚の発行とし、景品券に表示する景品の価格の上限を設定、④優勝馬投票を行う競馬場の数の限定、などが主な内容である。つまり、優勝馬投票を行う競馬は、公認競馬に準じた一定の基準と手続により競馬を施行することを規定したのであった。そして地方競馬規則は、改正のたびに競馬場の増設が認められ、昭和十（一九三五）年には沖縄を除く全国に百十六か所設立されるに至つた。³⁶

このように、地方競馬が、各地で開催されるようになると優勝馬投票をめぐる弊害や不祥事が目立つようになった。それは、①優勝馬投票券付き入場券を一人に複数枚発行することの黙認、②景品券の換金、③馬主、騎手らによる不正行為（八百長）の発生、④私設馬券の発行（ノミ行為）の問題、⑤各道府県により施行方法や取締が異なるなどであった。これらの弊害に対して、帝国馬匹協会を中心に自主的な規制を行うことで改善を目指してきた。しかし、これらの弊害の発生の遠因として、地方競馬は省令で規制されている「準公認競馬」であることが問題とされ、地方競馬関係者を中心に地方競馬法制定へ向けて政府に対して働きかけをする動きが現れるようになった。

このような中、第二次馬政計画を改変する要望が陸軍から出され、政府もこれに応じた必要な改革を行おうとしていた。これに合わせるように、昭和十三年三月に馬券を伴う競馬の開催を含む軍用候補馬鍛錬法案が、議員立法で第七十三回帝国議会の衆議院に提出されている。³⁷⁾ この法案は、指定された軍用候補馬の能力検定や馬事思想普及のために畜産組合等に馬券発行を伴う競馬を認めさせるというものであった。つまり、地方競馬を軍用候補馬の能力検定競走に移行させるというものである。この法案は、衆議院では可決されたものの貴族院では審議未了で廃案になっている。しかし、この法案が軍馬資源保護法制定へ向けての下地になったことは言うまでもないことである。

(三) 軍馬資源保護法の内容

軍馬資源保護法は、全三十五条と附則からなる法律であり、「馬政史上画期的なる法律と云ふべく所謂馬の徴兵検査であり、点呼であり又義務教育である」³⁸⁾と言われている。

この法は、国防上特に必要とされる馬に対し、資質の向上を図り軍馬資源の充実を期し、有事の際に軍馬の取得を容易にさせることを目的としている(第一条)。そして、この目的のために民有馬を検定して軍用保護馬に指定し、その飼養管理を十分にさせるために飼養費を助成する(第二条、第四条)。また、軍用保護馬には一定の鍛錬を行わせて軍馬に必要な能力を充実させる(第五条)。鍛錬には普通鍛錬と鍛錬競技の二種類を置き(第六条)、普通鍛錬は地方長官の命令で実施された(第七条)。

鍛錬競技は、優等馬票を発行しないものと、発行するものの二種類に分け、優等馬票を発行するものを鍛錬馬競走と呼び、各種の規定を設けた。これは、第八条から第十一条にかけて次のように規定された。³⁹⁾

第八条 鍛錬競技ハ命令ノ定ムル所ニ依リ北海道、府県、畜産組合連合会、畜産組合其ノ他政府ノ指定スル団体ヲシテ之ヲ行ハシム

鍛錬競技ニシテ優等馬ノ投票ニ関スル施設ヲ伴フモノ（以下鍛錬馬競走ト称ス）ヲ行フコトヲ得ル者ハ命令ヲ以テ定ムル畜産組合連合会又ハ道府県ノ区域ニ依ル畜産組合其ノ他政府ノ指定スル法人ニシテ鍛錬馬場ニ付政府ノ許可ヲ受ケタルモノニ限ル

鍛錬馬競走ヲ行フコトヲ得ル鍛錬馬場ノ数ハ一府県一箇所以内、北海道三箇所以内トス

鍛錬馬競走ノ施行ハ鍛錬馬場毎二年二回以内トシ其ノ期間ハ毎回四日以内トス

第九条 鍛錬競技ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ指定シタル軍用保護馬ニ非ザレバ出場セシムルコトヲ得ズ

第十条 鍛錬馬競走ノ施行者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ入場者ヨリ入場料ヲ徴収スベシ

鍛錬馬競走ノ施行者ハ鍛錬馬場ニ於テ入場者ニ対シ額面金額三円以下ノ優等馬票ヲ額面金額ヲ以テ発行スルコトヲ得

優等馬票ノ発行ハ鍛錬馬競走一競技ニ付一人一枚ヲ限り単式優等馬票及複式優等馬票ヲ発行スル場合ニ於テハ鍛錬馬競走一競技ニ付一人一枚ヲ限ル

優等馬票ハ譲渡スコトヲ得ズ

学生生徒又ハ未成年者ニ対シ優等馬票ヲ発行スルコトヲ得ズ

当該鍛錬馬競走ニ於ケル命令ヲ以テ定ムル施行委員又ハ当該鍛錬馬競走ニ関スル騎乗者其ノ他鍛錬馬競走ノ事務ニ従事スル者ニ対シ亦前項ニ同ジ

鍛錬馬競走ノ施行者ハ優等馬投票ノ的中者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ当該競技ニ付テノ優等馬票ノ発行ニ依リ得タル金額

ヲ超エザル範圍内ニ於テ払戻ヲ為スモノトス但シ其ノ金額ハ優等馬票ノ額面金額ノ十倍ヲ超ユルコトヲ得ズ
優等馬投票ノ的中者無キ場合ニ於ケル優等馬票ノ発行ニ依リ得タル金額又ハ前項但書ノ規定ニ依リ之ヲ優等馬票ヲ購買シタル者ニ払戻スベシ

前二項ノ払戻金ノ債權ハ一年間之ヲ行ハザルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第十一条 鍛鍊馬競走ノ施行者優等馬票ヲ発行シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ発行ニ依リ得タル金額ノ百分ノ二十五以内ノ金額ヲ取得スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ鍛鍊馬競走ノ施行者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ納付金ヲ軍用保護馬鍛鍊中央会ニ納付スベシ

前項ノ納付金ハ軍用保護馬鍛鍊中央会ノ目的ヲ達スル為必要ナル經費ニ充ツルコトヲ要ス

鍛鍊馬場ノ開設又ハ維持、觀覽、優等馬票ノ発行又ハ購買、払戻金又ハ賞金ノ交付又ハ受領其ノ他鍛鍊馬競走ノ施行又ハ開催ニ関シテハ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

このように、鍛鍊馬競走の出走馬は軍用保護馬に限定された⁽⁴⁰⁾。馬場の数が一府県一箇所以内、北海道は三箇所以内と制限され、その施行も馬場ごとに年二回以内、期間は毎回四日以内、競技回数是一日につき十二回以内と制限された。優等馬票については、馬券の上限金額が三円以下になっている他は、競馬法と同じ趣旨の規定が設けられている（競馬法の勝馬投票券の上限金額は二十円である）。また、優等馬票に関する罰則規定が第二十五条から第二十九条にかけて規定されており、そのほとんどが競馬法と同じ趣旨の規定である。ただし、金額の制限や枚数制限に違反して優等馬票を購買した者などに対する罰則が百円以下の罰金刑とされており、競馬法の罰則（二千円以下の罰金刑）に比べて法定刑が低くなっている。これは、優等馬票の額面金額が勝馬投票券より低くなっていることを考慮したものと思わ

れる。さらに、政府は、鍛錬馬競走の施行者に対し鍛錬競技の健全な発達を図るため、必要な施設を命ずることができ（第十七条）、鍛錬馬競走の施行者・役員・執行委員が法令に違反し公益を害する恐れありと認められるときは、鍛錬馬競走の停止や優等馬票発行の停止などができた（第十八条）。

そして、鍛錬馬競走主催者の中央機関として軍用保護馬鍛錬中央会が設立された。中央会は、鍛錬競技の健全な発達を図り、軍用保護馬の能力や馴致の向上に資すると同時に軍馬の資質に関する知識の普及を期することを目的とした特殊法人であった。中央会の会員は、強制加入とされ、役員は国によって任命され、解散の自由を有しなかった（第十二条・第十七条）。なお、軍用保護馬鍛錬中央会は廃止される地方競馬の整理事業も行った⁽⁴¹⁾。

軍馬資源保護法は、昭和十四年七月三日に施行されたが、施行に先立って軍馬資源保護法施行令（昭和十四年勅令第四百二十八号）⁽⁴²⁾と軍馬資源保護法施行規則（昭和十四年農林陸軍省令第一号）⁽⁴³⁾が公布された。ここでは、軍用保護馬検定の詳細な手順・評価方法、普通鍛錬の方法、軍用保護馬鍛錬中央会の組織・権限などが定められた。鍛錬馬競走については開催の方式、優等馬票の発行方式のほか、道府県を越えた出走を禁じるといった出走馬の出場区域の限定が定められた。さらに、競技は駆歩競技・速歩競技・障碍競技の三種とし、それぞれの距離が定められた。また、鍛錬に関する審査は能力、馬体、調教について行われ、三つの総合順位によって成績順位が決定された。そして、審査委員、発走委員、投票委員には軍用保護馬鍛錬中央会から専門職員が派遣されてこれにあたり、審査の厳正を期した。

このように軍馬資源保護法は、鍛錬馬競走に関して数々の制限をかけ、監督機関を明確にした。そのため、「農林大臣之を監督し且軍用保護馬鍛錬中央会が鍛錬馬競走の全国的統制を担任し練達なる専任職員が各地に出向いて施行の適正を期するのである。従来存したる各種の弊害は将来発生の余地なきことは云う迄もない⁽⁴⁴⁾」と評されている。

軍馬資源保護法の制定により、軽種を中心とした競馬法による公認競馬は馬匹改良のための種馬選定の競馬、鍛錬馬競走は中間種を中心とした軍馬調教のための実目的の競馬と軍事目的によって競馬の棲み分けがなされたのである。

三 軍馬資源保護法をめぐる議会の審議

(一) 衆議院における審議

軍馬資源保護法案は、昭和十四年二月五日、第七十四回帝国議会の衆議院に政府より提出された。衆議院では同日提出の種馬統制法案と二月六日提出の競馬法ノ臨時特例ニ関スル法律案と一括審議とされ、二月五日本会議で一括審議した後、二月八日より十三回にわたって委員会で審議された。委員長は日本競馬会設立委員で、競馬法制定時の特別委員会の委員でもあった東武が務め、委員の多くは畜産関係者や馬産地選出の議員で占められていた。そのため、審議の多くは馬政国策の方針や現状、満洲国馬政との関係、馬の取引価格の問題、馬事教育や獣医師養成などの問題であった。

鍛錬馬競走をめぐるのは、法案で示された開催箇所、開催日数、優等馬票の上限金額が厳しすぎるので、前年に提出された軍用候補馬鍛錬法案に示された程度に緩和しても差し支えないのではないかということをめぐる議論が行われた。その中で注目されるのが、二月十六日の委員会における森田重次郎議員の質問に対する松阪広政司法省刑事局長、安藤狂四郎内務省警保局長の答弁である。まず、松阪刑事局長との質疑応答は、次のようなものである。⁽⁴⁵⁾

○森田委員（前略） 刑事局長ニ対シテ、外ノ方ノ委員会ニ御出席ニナラレルサウデゴザイマスカラ、簡單ニ御伺致シタイト思ヒマス、ソレハ軍馬資源保護法ノ中ニ、競技ノ競走ヲサセル場面ガアルノデスガ、是ハ一ツノ競馬ナノデアリマス、所ガ此ノ競馬ノ条件ガ、私等ノ方ノ眼カラ見ルト云フト、相当嚴格ナ制限ヲ受ケテ行ツテ居ルノデアリマシテ、果シテ此ノ通りデ競馬興味ト云フヤウナモノガ、持テルカドウカ、其ノ結果競馬興味ガ持テナイト云フコトニナルト、馬ノ値モ上ラナイ、馬ノ値ガ上ラナイト云フコトハ生産ノ方ニ直グ響ク、斯ウ云フ考ヘ方ニナリマス、ソコデ此ノ競馬興味ヲ持タセル為ニハ、或ル点マデ之ヲ緩和シテ戴カナケレバナナイト思フ、司法省ト内務省ノ態度ガ相当強硬ナノデ、ソレデ斯ウ云フ風ナ制限ニナツタト、斯ウ聴イテ居ルノデアリマスルガ、此ノ競馬ニ対シテ一体司法省ガドウ云フヤウナ御考ヲ御持チニナツテ居ラツシャルカ、其ノ点ヲ一ツ……

○松阪政府委員（前略） 競馬ノ興味ヲ唆リ之ヲ盛ニスルト云フ上カラ申セハ、之ヲ緩和スルト云フコトモ一ノ考ヘ方ニハ相違ナイノデアリマスルガ、御承知ノ如ク此ノ競技ニ対シ優等馬票ヲ販売スルト云フコトハ、刑法上ノ立場カラ申シマス、一種ノ本質的ニハ賭博行為或ハ富籤行為ニ当ルベキモノデアリマシテ、之ヲ本法ニ於テ除外スルノデアリマスカラ、競馬ノ賭博性或ハ富籤タルノ規定ヲ排除スルコトニナルノデアリマス、随テ社会風教上ノ立場カラ見マスと云フト、相当ヤハリ嚴重ナル制限ヲ設ケルト云フコトモ、風教ノ維持上已ムヲ得ザル次第デアリマス、今日ノ社会情勢、或ハ經濟事情、若クハ貨幣価値ノ点カラ見マスレバ、先ヅヤハリ三円程度、或ハ一人一枚ニ限ルト云フ点ガ、最モ妥当デアルト司法当局デハ考ヘテ居ル次第デアリマス、之ヲ緩和スルト云フコトハ余リニ射幸心ヲ挑発スルノ危険ハナイカ、馬ノ方モ大切デアリマスガ、社会風教ノ維持ト云フコトモ亦大切デアリマスカラ、是等ノ点ヲ考慮致シマシテ、此ノ辺ヲ以テ妥当デアルト考ヘテ居ル次第デアリマス

續いて出席した安藤警保局長による森田議員の質問に対する答弁は、次のようなものである。⁴⁶⁾

○安藤政府委員 只今森田サンカラノ御質問ノ第一点デアリマスガ、此ノ点ニ付キマシテハ、先刻刑事局長カラモ縷々御答へ申上ゲマシタヤウニ、成程馬産ノ奨励デアリマストカ、馬事施設ノ拡充デアリマストカ、殊ニ現下ノ事情ニ鑑ミテ、今度ノ国策ヲ立テマス上カラ考ヘマスレバ、確ニ馬券ノ発売ト云フコトモ、相当考慮シナケレバナラヌ問題ト思ヒマス、唯又一面国家風教ノ上カラ考ヘマシテ、此ノ点モ亦国民生活ノ上カラ極メテ重要ナコトデアリマスルノデ、此ノ点ニ付キマシテハ、司法省トモ私共十分協議ノ上、サウシテ先ヅ現在ノ状況カラ見テ、馬券ノ価格ヲ大体三円位ニスルコト位ナ所デ折レ合フノガ、適当ヂヤナイカ、結局是ハ程度ノ問題デアリマスルガ、ヤハリ現在ノ状況カラ考ヘマシタナラバ、其ノ程度ガ適当ヂヤナイカト云フ見方ニ依リマシテ、サウナツテ居ル次第デアリマス（後略）

このように、法案に示された鍛錬馬競走の制限は、農林・内務・司法の三省で馬産の奨励と社会風教の維持の面を十分に協議した結論であり適当なものであるとしている。次いで、二月十七日の委員会では、大石倫治議員が馬券に⁽⁴⁷⁾関して次のような見解を示している。

○大石委員（前略）私ハ、此ノ風教上ノ問題ト云フコトニ付テハ、甚ダ不思議ニ思ッテ居ルノデアリマス、日本ニ於ケル公認競馬ガ実施セラレマシテ以来既ニ久シク、地方競馬ニシマシテモ、モウ十年ヲ越エテ居リマシテ、今日競馬ニ対スル投票ト云フコトハ、殆ド国民ノ常識ニナツテ居ル、之ヲ以テ風教ヲ紊ストカ、賭博類似ノコトト見ルトカ、射幸心ヲ誘発スルトカ言ツテ、問題ニスル時機ハ疾ウニ通り越シテ居ル筈デアリマス、今日尚ホ左様ナ考ヲ持ッテ居ル人ガアルトスルナラバ、ソレハ甚ダ時代ヲ知ラヌ人デアル、勸業債券ニシテモ三千円、五千円ノ当リ籤ガアリ、或ハ今度ノ軍事公債ヲ売ルニシテモ、ヤハリ五百円、千円ノ当リ籤ガアル、ケレドモ是等ノ当リ籤ヲ以テ、決シテ風教ニ害ガアリ、射幸心ヲ誘発スルナドトハ誰モ思ッテハ居ラナイ、（中略）唯習慣的ニ風教ヲ害スルデナイカ、或ハ賭博類似デナイカト見ル、（中略）競馬ガ何故ニ賭博類似デアルカ、

何故射幸心ヲ誘發スルモノデアルカ、吾々ニハ少シモ解釈ガ付カナイノデアリマス、馬ハ能力ヲチャント時計ヲ以テ示シテ居ル、ドノ馬ハドレダケノ能力ガアルカ「ファン」ト云フモノハ、チャント計算シテ居ル、（中略）賽子ヲ転ガスヤウナモノトハ全然違ヒマス、或ハ運ヲ天ニ任セテヤルト云フヤウナコトデハ決シテナイノデアリマス、斯ノ如キコトヲ以テ風教ヲ紊ストカ、或ハ賭博類似ト見ルノハ官僚独善ト云フカ何ト云フカ、一ツノ習慣ニシカ過ギナイ、サウ云フ習慣ニ依ッテ之ヲ曲解シテ居ル、サウ云フ建前カラ金額ヲ制限シテ行クト云フコトハ、是ハ吾々ノ採ラザル所デアル、是ハ社会ノ実情ヲ無視シタコトデアルト私ハ思フ（後略）

このように大石議員は、勸業債券や軍事公債の例や競馬は知的推理を行うもので賭博類似とみるべきではないと主張した上で、開催日数の延長と優等馬票の上限金額を引き上げるべきと主張する。これに対して桜内幸雄農林大臣は次のように答弁している。⁽⁴⁸⁾

○桜内国務大臣（前略）軍馬トシテ鍛錬シタ馬ノミヲ出場サセルノデアリマシテ、大体四日間デ宜シイノデハナイカ、斯ウ云フ見地カラ四日ト決メタノデアリマス、只今ノ所之ヲ六日ニ修正スルト云フ意見ヲ、政府ニ於テハ持ッテ居ラナイノデアリマス、殊ニ六日間継続シテ一般ノ「ファン」ガ競馬場ニ入ッテ、始終其ノ方ニ参ッテ居ルト云フコトガ、平素ノ生業ノ上ニモ多少ノ差障リガアルモノデハナイカト云フコトモ考ヘラレナイノデアリマス、（中略）東京附近デアルトカ大阪附近デアルトカ云フ方面デハ五円ト云フ金額ハソレ程ノ金額デナイカモ知レマセヌガ、併シ東京デアルトカ大阪デアルトカ、サウ云フ方面ニ於テハ御承知ノ如ク日本競馬会開催ノ従来ノ公認競馬場ガアルノデアリマシテ、先ヅ此ノ各府県ニ於キマスル競馬場トシテハ、従来一円デアッタノヲ三円ニ上ゲルト云フ程度ガ、適当デアラウト考ヘテ居ルノデアリマシテ、今日直チニ此ノ案ヲ修正シテ五円ニスルト云フヤウナコトハ、当局ニ於テハ考ヘテ居ラナイノデアリマス（後略）

また、木戸幸一内務大臣は、次のように答弁している。⁽⁴⁹⁾

○木戸国务大臣（前略）競馬ニ於テ馬券ヲ売ルコトハ既ニ常識デアル、是ガ射幸心ヲ唆ルモノデナイ、或ハ風教上害ガナイト云フ御意見デアリマシタガ、其ノ点ニ付キマシテハ私共ハ必ズシモサウトモ思ハナイノデアリマス、一面社会ニ於キマシテハ、一体競馬ヲ馬券デヤルノハ宜クナイデヤナйкаト云フ論ガ、相当アルノデアリマス、而モ只今御話ノヤウニ、是ハ国策上重要な点デアリマスカラ、ソレ等ヲ總テ考慮致シマシテ、大体只今農林大臣ヨリモ御話ノヤウニ、地方ニ於ケル競馬トシテハ、此ノ金額程度ガ宜イノデハナイカ、之ニ依ッテ非常ニ地方競馬ヲ何カ悪イコトデモシテ居ルト云フコトカラ、抑ヘテ行クト云フヤウナ觀念ハ、内務省ト致シテハ毛頭持ッテ居リマセヌ、唯金額ノ問題ニナリマス、是ハ色々見地カラ三省ノ事務当局間ニ於テ十分研究シタ所デアリマシテ、大体今日地方競馬ハ此ノ程度デ宜イドラウト私共信ジテ居リマス

このように政府の答弁は、軍馬の確保という国策遂行を進めるためには鍛錬馬競走という名の競馬を行い、馬券の発行は致し方ない。しかし、刑法に抵触する行為なので無制限に認めるわけにはいかず、射幸心を誘発しないよう最大限の制約をかけるべく検討した結果が法案の内容であることを主張していることがわかる。

また、八百長に関する規定が欠けていることや立場の弱い騎手が馬主等に脅迫されて八百長に手を染めることへの対策についての質問もなされた。これらについては、競馬法でもこれらの問題は一般の刑法の規定で対処しているのだ、それに合わせているという答弁がなされている。そして衆議院では、鍛錬馬競技全般に対して地方税を課すという政府の方針に対して、競馬法第八条で公認競馬は非課税になっていることに合わせて、鍛錬馬競技全般に対し非課税にするという内容の第十一条第四項の規定を追加修正した。

衆議院では、この追加修正された法案が三月三日、委員会で可決され、三月五日に本会議で可決され貴族院に回付

された。

（二）貴族院での審議

貴族院でも衆議院と同様に「馬政関係三法」は、一括審議された。そして、三月八日に本会議で一括審議の後、三月九日より十一回にわたって特別委員会で審議が行われた。貴族院では、競馬法審議の際にも「最大の難関⁵⁰」と言われたように馬券に対する根強い反対論があり、本会議の冒頭で反対派の土方寧議員による反対演説の他、特別委員会でも反対派による長時間にわたる質問が行われた。反対派の意見は、大きく次の五点に集約することができる。①馬券は明らかに賭博であり、醇風美俗に反する。②競馬法で公認されている十一箇所に加え、新たな賭博場を全国に増やすことになる。③競馬は馬事思想の普及に結びつかないし、子供への馬事思想教育に馬券を伴う競馬は、不適切である。④軍馬資源保護法は、従来地方競馬で行われていた脱法行為の追認になる、といったものである。

①については、土方議員の「馬匹改良ノ為ニハ競馬ガ必要、競馬ヲ盛ニスル為ニハ馬券ノ売買ヲ許サナケレバナラヌト言ヒマシテモ、人心ヲ悪化スルモノデアラナラバ比較ニナラヌ、軽重顛倒シタ話デ、是程人ヲ馬鹿ニシタ考ハナイト思ヒマス⁵¹」という発言や曾我祐邦議員の「此ノ馬券ニ基ク所ノ弊害ト云フモノハ、是ハモウ実ニ筆紙ニ尽シ難イノデアリマシテ、或ハ家庭ニ悲惨ヲ来シ、或ハ罪人ヲ作ル、国家ト致シマシテハ馬ヲ作ルト云フ上ニ於テ、モットサウ云フヤウナ不良ノ金ニ頼ルコトデナクテ、マダ美シイヤリ方デ、正々堂々ト馬政計画ヲ樹テルコトヲ御考ヘニ何故ナラナイカ⁵²」や「戦地ニ於キマスル彼等ガ今度地方競馬ガナクナツテ公認ノ競馬ガ十何箇所モ出来ル、我々ノ郷土ニモソレガ出来タサウダ、我々ハ斯ウ一生懸命ヤツテ居ルノニ、博奕ガ斯ウ流行ツテハ、我々ノ良風美俗ヲ蓄ヘテ居ル

所ノ我々ノ郷土ニ於テ、又此ノ博奕熱ガ流行ルト云フヤウナコトガアツタナラバ、是ハ実ニ馬鹿氣タ話ダ⁽⁵³⁾」というような発言である。②については、次田大三郎議員の「馬券ニ付テハ色々説ガアリマスガ、兎ニ角是ガ一ツノ賭博デアルト云フコトハ疑ナイ所デアリマス、其ノ賭博ノ範圍ヲ今松村君ノ御述ニナリマシタ通り十一箇所ニ限定ヲシテ、是ハ已ムヲ得ナイコトデアルトシテ我慢シテ、公認競馬ヲ許シテ居ル、ソレヲ一箇所デモ増スト云フコトハ、十一箇所ヲ十二箇所ニスル、十三箇所ニスルト云フコトデモ、恐ラク貴族院ハ反対シテ成立タヌドラウト思フノデアリマス⁽⁵⁴⁾」というような発言である。③については、次田議員の「大多数ハ馬ヲ骰子ノ代リト考ヘテ居ルノデアリマス、骰子ヲ転バシテ勝負ヲ付ケル、其ノ博奕ノ道具ト考ヘテ居ルノデアリマス、博奕ノ道具ニ対シテ親シミヲ持チ、ソレヲ愛シ、ソレヲ理解スルト云フヤウナコトハドウシテモ考ヘラレヌコトナノデス、ソレニ依ツテ公認競馬若シクハ今度出来マス鍛錬馬競走ニ馬券、馬票ヲ発行シテ、ソレニ吸付ケラレテ見ニ参リマス大多数ノ人ノ間ニハ、政府当局ノ予期シテ居ラレルガ如キ馬事思想ノ涵養ト云フガ如キコトハ、目的ヲ達シナイモノダト私ハ思フノデアリマス⁽⁵⁵⁾」という発言や「仮ニ子供ニ馬ノコトヲ吹キ込ムコトハ非常ニ有要デアルカラ五円出シテ宜シイトシマシテモ、公認競馬ヘ連レテ行ツテ、アスコデ紳士淑女若シクハ紳士淑女ラシイ顔ヲシテ居ル人ガ馬券ヲ買ツテ、血眼ニナツテヤツテ居ル有様ヲ子供ニ見セル氣ニハ、ドウシテモナレヌノデアリマス⁽⁵⁶⁾」といった発言である。④については、次田議員の「我々全國ニ百數箇所ノ地方競馬ガアツテ、其処デ賭博類似ノコトガ現ニ行ハレテ居ル、其ノコトヲ既成事実ナリトシテソレデ以テ我^(マ)我ニ、此ノ鍛錬馬競走ニ優等馬票ヲ認メルコトガ改善ニナルノダカラ賛成シロト言ハレテモ、我々ニサウハ参ラヌト申サナケレバナラヌト思ヒマス、(中略)私ハ今日國民トシテ最モ重キヲ置イテ考ヘナケレバナラヌコトハ、國憲ヲ重ンジ國法ニ遵フコトデアラウト思ヒマス⁽⁵⁷⁾」といった発言である。

こういった反対派の主張に対して、政府側は次のような反論を行っている。①については桜内農林大臣の「新ラシキ茲ニ一ツノ規則ノ下ニ嚴重ノ取締監督ヲ致シテ、サウシテ之ヲ執行サセルト云フコトガ合法的デアリ、又社会風教ノ上カラ言ヒマシテモ、キチントシタ取締ノ下ニ於テヤリマスナラバ大シタ害ヲ及ボサナイノデハナイカト云フ、斯ウ云フ見地カラ此ノ法案ヲ出シタヤウナ訳デアリマス⁵⁸⁾」という答弁や荷見安馬政局長官の「今度ハ軍用保護馬鍛鍊中央会ヲ設ケテ、其ノ中央会ヨリ常置ノ専門ノ職員等ヲ置キマシテ、サウシテ地方ノ鍛鍊馬競走ヲ行ヒマスル所ニ出張サセマシテ、其ノ鍛鍊馬競走ノ施行ノ適正ヲ期シマスルト共ニ統制ヲ図リ、尚無用ノ経費ヲ要スルト云フヤウナ弊害ヲ除去シヨウト思ッテ居ルノデアリマス⁵⁹⁾」という答弁を行い、法で十分な規制と監督を行えばさまざまな弊害は除去できると主張するのである。また②③については、中村明人陸軍中將の「此ノ競馬ト云フモノハ無論金ヲ賭ケルノデアルガ、併シ其ノ賭ケル其ノ人ハ、其ノ馬ノ性質ナリ馬ノ体格骨量、其ノ馬ニ付テハモウ総テ厳正ニ視察觀察ヲシテ、（中略）起リ得ル所ノ森羅万象総テ自分ノ智力ノ働ク限ニ於テ思索銓衡ヲシテ、サウシテ最モ真剣ナル態度ヲ以テ茲ニ其ノ一ツノ自己ノ真剣サヲ現ス所ノ、何ト申シマスカ利害關係ニ於テ馬券ヲ買ヒ、前申シマシタルヤウナ、而モ其ノ行動ガ、私共ノ必要トスル点ニモ合致スルモノガアルノデアリマスカラ、之ヲ一樣ニ博奕トハ見ヌ⁶⁰⁾」という答弁や荷見長官の「兎ニ角馬券ヲ買フト云フコトハ自分ノ金ヲ出シテ行クノデアリマスカラ、真剣ニ馬ノ判定ヲスル、判定ヲシマス為ニハ馬ニ対スル十分ノ研究モスル、研究致シテ居ル中ニハ知識ガ普及サレマシテ、馬ニ対スル親シミモ出テ来ルモノト、斯様ニ私ハ考ヘテ居ルノデアリマシテ、競馬ヲヤリマシテモ馬事知識ノ普及ニハ役ニ立たヌモノトハ考ヘテ居ラヌノデアリマス⁶¹⁾」と答弁し、競馬は馬を十分に研究する知的推理が働き、これが馬事思想の普及につながると主張している。④については、荷見長官の「地方競馬ハ内務、農林両省令ヲ以テ認メテ居ル制度デアリマス、

併シ両省令ト雖モ私ハ国法デアルト考ヘテ居リマス、其ノ法ト云フ意味ガ、法律デアリマセヌデモ私ハ法規デアルト考ヘテ居リマス」⁽⁶²⁾と反論している。

そして三月十七日の特別委員会で、注目すべき質疑応答が行われた。これは次のようなものである。⁽⁶³⁾

○子爵曾我祐邦君（前略）若シ国家ガ此ノ財源ヲ得テ之ニシツカリト馬政案ノ計画ヲ樹立スルコトガ出来タナラバ、地方ノ鍛鍊馬ノ如キモノモ、詰リ馬券ノ如キ種類ノモノヲ行ハシメズニヤツテ行クヤウニスルコトハ出来ナイモノデアリマセウカト云フコト、若シ又其ノ計画ガ非常ニ能ク行ハレル時ニ至ツテ、ソレガ遠キ将来ニ於テ……近キ将来ニアルカ存ジマセヌガ、公認競馬カラ博奕制度ヲ止メテ行クコトハ出来ナイモノデアリマセウカ、若シ馬匹計画ガ十分ナルシツカリシタ基礎ノ上ニ立テラレテ、国家ガ之ニ相当ナ金ヲ使フト云フナラバ、サウ云フ弊害ノ存在シテ居ルヤウナコト、又賭博ノ機会ヲ支ヘルヤウナ事ハ、根本カラ御廃シニナル御積リハアリマセヌカト云フコトヲ極ク簡單ニ伺ヒタイ

○国務大臣（桜内幸雄君）若シ馬政計画ガ非常ナ大キナ計画ニ依ツテ立チマシテ、サウシテ国民ノ思想、国民ノ関心ヲ其ノ方ニ全部呼び集メル方法ガ適當ニ考ヘラレテ、サウシテ此ノ現在必要ナル所ノ軍馬及内地ノ種牡馬ニ付キマシテ万全ヲ期スルノ途ガ立チマスルナラバ、ソレハ此ノ地方鍛鍊馬ノ如キハ、鍛鍊馬競走ノ今日ノヤウナ計画ハ、是ハ私廃止シテモ差支ナイト思ッテ居リマス、公認競馬ニ至リマシテハ、是ハ今日既ニ許サレテ公認サレテ居ルノデアリマスガ、此ノ問題ニ付キマシテハ更ニ十分研究ヲ致シテ見タイト思フノデアリマス

○子爵曾我祐邦君 能ク分リマシタ、既ニ公認競馬ハ法律ノ許ス所ニナツテ居ル、ダカラ新タニ研究スルト仰セラレルガ、此ノ公認競馬ノ弊害ガ矢張り風教上ニ及ボサレテ居ルコトヲ御認ニナツテ居ルヤウデモアリマスカラ、将来、只今鍛鍊競馬ニ付テ色々理屈ヲ御立テニナリマシタト同ジヤウナコトガ、公認競馬ニ於テ行ハレル時ハ同ジ弊害ヲ御認ニナル方ガ宜イト思召ス

ノデアリマスカ、公認競馬迄モ止メテシマフト云フコトガ出来レバ、其ノ方ガ風教ノ上カラ宣クハナイカ、斯ウ考ヘマスガ如何デアリマセウ

○国務大臣（桜内幸雄君） 曾我子爵ノ御意見モ同一デアラウト思ヒマスガ、競馬ハ差支ナイト云フ意見デアルト思ヒマス、唯問題ハ馬券ノ問題デアラウト思ヒマスガ、此ノ馬券ニ付キマシテハ一利一害ガ伴フノデアリマシテ、其ノ馬券ニ代ルベキ、即チ大衆ノ関心ヲ集メ得ベキ何等カ方法ガ付キマシタ場合ニハ、是ハ私ハ大ニ考慮スベキ問題ダト考ヘテ居リマス

○子爵曾我祐邦君 陸軍大臣トシテ其ノ点ハドウ御考ニナリマスカ

○国務大臣（板垣征四郎君） 農林大臣ノ言ハレタ通りデアリマス

このように農林大臣と陸軍大臣から馬券に代わる国民の関心と呼ぶ方策が現れたならば、馬券の廃止を考慮する余地があるとの言質を取ったのである。これ以降、曾我議員は賛成側に転じることになり、反対派の多くの議員も賛成に回ったと思われる。しかし、次田議員は、この後の審議でも馬券の弊害や馬券は馬事思想の普及につながらないことを強く訴え続けるのである。これに対しては、中村中将の「止ムニ止マレヌ状態デ、ソレデ此ノ馬券ヲ許シタ競走ト、斯ウ云フ積リデゴザイマス」⁽⁶⁴⁾とか、木戸内務大臣の「唯今回ノ法案ガ所謂軍馬資源ノ保護ト云フ、直接特ニ国策ニ関スル大キナ問題ヲ掲ゲマシテ、新タナル統制ガ出来ルノデアリマス、同時ニ所謂興行馬ノヤウナ従来ノ弊害ハ、一面ニ於テ除去スルコトニナリマシタノデアリマス」⁽⁶⁵⁾といった答弁が繰り返されるのである。

軍馬資源保護法案は、三月二十二日、賛成多数で衆議院の追加修正案通りに特別委員会で可決された。可決後、堀切善次郎議員より附帯決議の動議が出され、次のような附帯決議がなされた。⁽⁶⁶⁾

政府ハ、国民精神ノ作興ヲ最モ緊要トスル現下ノ国情ニ於テ、馬券ノ制度ガ醇風美俗ヲ害スルノ虞アルニ鑑ミ、之カ施行ニ付

テハ出来得ル限り其弊ヲ少カラシムルト共ニ、速カニ他ニ適當ナル方策ヲ得ルニ努メテ漸次之ヲ整理スルコトトシ、以テ馬政ノ健全ナル発達ヲ期スヘシ

そして、三月二十四日本会議にかけられた。本会議では、土方議員の反対演説が行われたものの賛成多数で可決され、軍馬資源保護法は成立した。

四 おわりに

鍛錬馬競走における馬券の合法化の問題は、大陸戦に必要な強靱な軍馬の確保という緊急性の高い国策と軍馬育成のためには射倖行為が伴う馬券の発行が不可欠であるという国法である刑法に抵触する行為の両者をいかに両立させるかという点である。そこで、政府はすでに競馬法で公認競馬という形で馬券の発行を合法化させているため、「法をもつて厳しい制約をかけることで馬券の持つ弊害を最小限にすることで違法性を阻却して可能になる」⁶⁷と考え、競馬法に準じた内容の法案を立案したものと思われる。これは、衆議院での政府側の答弁内容から見ても明らかである。そして、衆議院では、競馬・畜産関係の議員がいることから、大きな問題もなく通過した。しかし、もともと競馬法自体に好意的ではない貴族院において激しい抵抗に合うことになってしまった。そこで、政府としては、馬券に代わる方策が出てきたならば馬券の廃止を検討することを表明する必要に迫られることになった。つまり、国家総動員法体制の下、軍馬の確保という緊急性の高い国策を遂行するためには軍馬資源保護法の成立を達成させなければならぬので、貴族院側を納得させるためには致し方のないことだったのではないだろうか。また、貴族院側も将来的に馬

券の廃止を検討するという言質を取ること、反対派と折り合いをつけることができたのではないかと思われる。このようなことから、軍馬の確保という国策遂行のためには法によって厳しい制約をかけることにより刑法に抵触する馬券の発行を合法化することは、戦時下であり緊急性を要するという事情を考慮してやむを得ないことであるという結論に導くことで、国策と国法の両立ができることになったと考えられる。

軍馬資源保護法の成立により、鍛錬馬競走における馬券の発行が合法化され、競馬法に次いで新たな例外規定が設けられることになった。そして、鍛錬馬競走の創設により地方競馬が廃止・整理されることになった。これにより、各地の畜産組合主催の競馬に国家の統制が行われるようになり、結果として、これまでの地方競馬の事実上の脱法行為状態が解消されることになった。さらにこのことは、「日本競馬会と鍛錬馬競走（地方競馬）の役割がより明確に分離、固定化され、結果的に見れば、日本の競馬の公認（中央）、地方という二重（多重）構造がさらに強化された」と言われるように戦後の競馬のあり方にも大きく影響を及ぼすことになったのであった。

さて、軍馬資源保護法に基づく鍛錬馬競走であるが、昭和十五（一九四〇）年の春から取手（茨城県）・戸塚（神奈川県）・奈良（奈良県）・園田（兵庫県）の四か所で開催され、好評をもって迎えられた。その後、別府（大分県）・三条（新潟県）・八王子（東京府）・長岡（京都府）・大宮（埼玉県）・柏（千葉県）・開成山（福島県）・小月（山口県）・郡元（鹿児島県）・福岡（福岡県）・岩見沢（北海道）などに開設され、相次いで開催されるようになった。⁶⁹しかし、戦況の悪化に伴って昭和十九（一九四四）年度一杯で、鍛錬馬競走は中止されることになった。さらに、軍馬資源保護法自体も昭和二十（一九四五）年十一月二十一日、「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク軍馬資源保護法廃止等ニ関スル件（昭和二十年勅令第六百四十三号）⁷⁰によって廃止された。これによって鍛錬馬競走における優等馬票

という馬券の発行は、その合法化の根拠を失うことになったのである。

- (1) 萩野寛雄「競馬事業における連続性」早稲田政治公法研究六六号（平成十三年）一二三頁。
- (2) 伊藤莊之助「軍馬資源保護法と種馬統制法」斯民三四編四号（昭和十四年）三三頁以下、菊池勇夫「経済統制立法」法律時報一一卷五号（昭和十四年）一七頁、宮澤俊義「軍馬資源保護法」我妻栄編『第七十回帝国議会新法律の解説』（昭和十四年・法学協会）一〇七頁以下、大竹武七郎「軍馬資源保護法」警察研究一〇卷六号（昭和十四年）二三頁以下、田辺勝正・後藤駒吉・野村岩夫『時局下における農村経済法規の解説』（昭和十四年・雄松堂書店）二一八頁以下、清井正『馬政計画関係法規解説』（昭和十五年・週刊産業社）二五頁以下、橘高林助『馬政学』（昭和十六年・文永堂）一二三頁以下、武揚堂編集部編『馬事読本』（昭和十八年・武揚堂）二七六頁以下など。
- (3) 武市銀治郎『富国強馬』（平成十一年・講談社）一九〇頁以下、杉本竜「日本陸軍と馬匹問題―軍馬資源保護法の成立に關して―」立命館大学人文科学研究紀要八二号（平成十五年）八三頁以下。
- (4) 萩野・前掲論文九九頁以下。
- (5) 末澤国彦「明治四十年刑法の制定と馬券の禁止について」日本法学八五卷四号（令和二年）二九一頁以下。
- (6) 末澤国彦「大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について」日本法学八三卷三号（平成二十九年）一〇五頁以下。
- (7) なお、資料の引用に際し、旧漢字体については現在一般的に使用されているものに適宜改めた。
- (8) 大友源九郎『馬事年史第三卷』（昭和二十三年・日本競馬会）三二九頁。
- (9) 馬政第一次計画の詳細は、農林大臣官房総務課編『農林行政史第三卷』（昭和三十三年・農林協会）二八〇頁以下、神翁顕彰会編『続日本馬政史 一』（昭和三十八年・神翁顕彰会）四頁以下、武市・前掲書九〇頁以下を参照。
- (10) 官報六八七四号（明治三十九年）一〇〇一頁。
- (11) 官報八〇九九号（明治四十三年）五〇〇頁以下。

- (12) 官報三一九八号外（大正十二年）五頁。
- (13) 農林省畜産局編『馬政第二期計画』（大正十三年・農林省畜産局）一頁。
- (14) 農林省畜産局編・前掲書二頁。
- (15) 杉本・前掲論文八五頁。
- (16) なお、この時期の軍馬需要の変化と陸軍と農林省畜産局の馬政方針については、大瀧真俊「戦間期における軍馬資源確保と農家の対応―『国防上及経済上ノ基礎ニ立脚』の実現をめぐって―」歴史と経済二〇一号（平成二十年）五〇頁以下を参照。
- (17) 杉本・前掲論文九一頁。
- (18) 日本では、アラブ種とサラブレッド種の混血種であるアングロアラブ種が多く生産された。アングロアラブ種は、頑丈さと温厚な気性、そしてスピードを得ることができる品種であり、軍馬に適していた。
- (19) 騎手が競走馬のうしろにある繋駕車（一人乗りの二輪馬車）に乗って競走をするもの。
- (20) 右前肢が出ると同時に、左後肢が出る歩様で行なわれる競馬。陸上競技でいえば競歩にあたる競走。
- (21) 詳細は、杉本・前掲論文一〇〇頁を参照。
- (22) 神翁顕彰会編・前掲書七〇五頁。
- (23) 詳細は、杉本・前掲論文一〇二頁以下を参照。
- (24) 官報二八五二号（昭和十一年）一七〇頁。
- (25) 農林省編『馬政第二次計画』（昭和十一年・農林省）一頁。
- (26) 官報二八二〇号（昭和十一年）八四七頁以下。
- (27) 朝鮮、台湾、樺太の馬政計画については、農林省編・前掲書一九頁以下を参照。
- (28) 全文は、農林大臣官房総務課編・前掲書四二〇頁に掲載されている。
- (29) 内地馬政計画策定直後の昭和十三年十月二十四日の支那事変軍馬祭当日に板垣征四郎陸軍大臣と有馬頼寧農林大臣が、軍馬の状況と改良の必要性を訴えるラジオ講演を行っている。このことから軍馬の改良が、必要に迫られた国策であることが

わかる。これについては、日本中央競馬会総務部調査課編『日本競馬史第六卷』（昭和四十七年・日本中央競馬会）二四頁以下を参照。

(30) 馬政局編『内地馬政計画提要』（昭和十三年・馬政局）三頁。

(31) 詳しくは、地方競馬全国協会編『地方競馬史第一巻』（昭和四十七年・地方競馬全国協会）一二頁以下、日本中央競馬会総務部調査課編・前掲書六七頁以下を参照。

(32) 官報七六一八号（明治四十一年）三一五頁以下。

(33) 官報八六一三号（明治四十三年）一八三頁。

(34) 官報二七四七号（大正十年）六一三頁。

(35) 官報二〇〇号（昭和二年）七二六頁以下。

(36) 当時の地方競馬開催の概況については、地方競馬全国協会編・前掲書五三頁以下を参照。

(37) 法案の全文は、「第七十二回帝国議会衆議院議事速記録第二十九号」官報号外（昭和十三年）六八五頁以下を参照。なお、提出者の一人、土田莊助は、競走馬の生産者として知られている。

(38) 清井・前掲書二五頁。

(39) 官報三六七四号（昭和十四年）二五九頁。

(40) 出走馬は、もっぱら中間種が主体となり、騙馬（去勢された牡馬）と牝馬に限定された。

(41) これについては、地方競馬全国協会編・前掲書九一頁以下を参照。

(42) 官報三七四五号（昭和十四年）三頁以下。

(43) 官報三七四五号（昭和十四年）九頁以下。

(44) 清井・前掲書五六頁。

(45) 「第七十四回帝国議会衆議院軍馬資源保護法外一件委員会会議録（速記）第四回」（昭和十四年）二頁以下。

(46) 前掲「第七十四回帝国議会衆議院軍馬資源保護法外一件委員会会議録（速記）第四回」一〇頁。

- (47) 「第七十四回帝国議会衆議院軍馬資源保護法外一件委員会会議録（速記）第四回」（昭和十四年）六頁以下。
- (48) 前掲「第七十四回帝国議会衆議院軍馬資源保護法外一件委員会会議録（速記）第四回」八頁。
- (49) 前掲「第七十四回帝国議会衆議院軍馬資源保護法外一件委員会会議録（速記）第四回」九頁。
- (50) 末澤・前掲「大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について」一一九頁。
- (51) 「第七十四回帝国議会貴族院議事速記録第十九号」官報号外（昭和十四年）二三〇頁。
- (52) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第二号」（昭和十四年）五頁。
- (53) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第八号」（昭和十四年）三頁。
- (54) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第六号」（昭和十四年）一五頁。
- (55) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第七号」（昭和十四年）六頁。
- (56) 前掲・「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第七号」二頁以下。
- (57) 前掲・「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第七号」六頁。
- (58) 前掲・「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第八号」九頁。
- (59) 前掲・「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第六号」一六頁。
- (60) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第四号」（昭和十四年）五頁。
- (61) 前掲・「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第七号」六頁。
- (62) 前掲・「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第七号」七頁。
- (63) 前掲・「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第八号」一〇頁以下。
- (64) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第九号」（昭和十四年）一四頁。
- (65) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第十号」（昭和十四年）八頁。
- (66) 「第七十四回帝国議会貴族院軍馬資源保護法案特別委員会議事速記録第十一号」（昭和十四年）三頁。
- (67) 末澤・前掲「大正十二年・競馬法の制定による馬券の合法化について」一三五頁。

(68) 立川健治『地方競馬の戦後史―始まりは闇・富山を中心に―』(平成二十四年・世織書房)二頁。

(69) 鍛錬馬競走の実施概況と昭和十五年度の実績については、神翁顕彰会編・前掲書八三六頁以下、地方競馬全国協会編・前掲書八四頁以下に示されている。

(70) 官報五六五九号(昭和二十年)一六三頁。

